

片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 について

大学等を卒業または修了した方で、卒業後に片品村へ定住し就学のために片品村から奨学金を貸与された方、又は村内金融機関の教育ローンを借入れした方に対して、前年度に返済した元金及び利息の一部を補助します。

【定義】

留意事項において使用する用語の意義は次のとおりです

用 語	意 義
大 学 等	大学・大学院・短期大学・高等専門学校及び専修学校・各種専門学校
就学資金	片品村内に所在する金融機関（群馬銀行尾瀬支店・利根郡信用金庫片品支店・JA利根沼田片品支店）が扱う就学費用のために貸付をしている金融商品及び片品村奨学資金貸与に関する条例による就学資金
定 住	片品村に住所を移し申請日から3年以上居住する見込みのある方
就 労	群馬県内に就労すること
村 税 等	村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税や水道料金等その本人が納めるべき税金等全般

▼補助対象費

対象者が前年度に支払った、就学資金の返済に要した元金及び利息

▼対象者

- ・ 大学等を卒業後、本村に定住し、就労1年以上経過した方
- ・ 申請者及び世帯全員が村税等の滞納がない方
- ・ 片品村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない方
- ・ 申請時点で年齢が30歳以下の方

▼補助金額

補助金の額は年額とし、交付申請する前年度に返済した就学資金のうち3分の2（上限30万円）を補助します。

▼補助期間

最長5年間とし、30歳になる年度末まで。

手続き等	提出書類等
【申請】 補助対象者の条件を満たしている場合	① 片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 交付申請書（様式第1号） ② 村税等納付確認書（様式第2号） ③ マイナンバーカード・運転免許証等本人確認書類
【申請の取り下げ】 補助対象者の条件を満たさなくなった場合	① 片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 取下申請書（様式第3号）
【申請内容の変更】 申請内容に変更があった場合	① 片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 変更申請書（様式第4号） ② 変更となった箇所が証明できる書類 ※変更が生じた日から30日以内に提出してください
【交付決定通知】	補助金の可否を決定し申請者に通知します （様式第5号）
【交付決定の取消、補助金額の変更及び補助金の返還】	下記のいずれかに該当する場合は、補助金交付（変更交付・不交付）決定通知書により補助金交付決定の取消、又は交付決定額の変更をし、（様式第6号）により既に交付した補助金の返還を命じます。 ・申請書等に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合 ・申請内容の変更による申請書を提出しなかった場合 ・実績報告書等の内容に重大な過誤、又は虚偽が判明した場合 ・申請日から3年未満で本村から転出したとき
【実績報告書兼請求書】	① 片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 実績報告書兼請求書（様式第7号） ② 村税等納付確認書（様式第2号） ③ 世帯全員の住民票の写し ④ 就業証明書（個人事業主は確定申告書の写し） ⑤ 返済状況が分かる書類（通帳の写し等） ※片品村奨学金の貸与された方は片品村教育委員会事務局にて返済状況証明書の発行ができます ※振込先情報において間違いがないように通帳のコピーを添付してください。（1枚めくった箇所）
【補助金の確定及び交付】	補助金の額を決定し申請者に通知し交付します （様式第8号）